

○八王子市補装具費代理受領事業者の登録等に関する要綱

平成 31 年4月1日

改正 令和2年4月1日 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市補装具費支給事務取扱要綱(以下「支給事務取扱要綱」という。)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項の登録事業者の登録及び補装具費の代理受領(同項に規定する補装具費の代理受領をいう。以下同じ。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、支給事務取扱要綱で用いる用語の例による。

(登録の内容)

第3条 支給事務取扱要綱第13条第1項の登録事業者の登録は、この要綱で定める補装具費代理受領事業者の登録とする。

2 補装具費代理受領事業者の登録は、補装具業者の申請により、これを行うものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合であって、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補装具費代理受領事業者の登録をしてはならない。

- (1) 関係法令及びこの要綱等に規定する事項を遵守することができないと認められるとき。
- (2) 補装具の販売、貸与又は修理(以下「販売等」という。)を適正に行うことができないと認められるとき。
- (3) その他市長が補装具費代理受領事業者の登録をすることが不適当な者と認めるとき。

(登録の申請)

第4条 前条第2項の規定に基づき補装具費代理受領事業者の登録を受けようとする補装具業者は、補装具費代理受領事業者登録申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 事業の概要を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(登録の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、第3条第3項の規定に基づく審査を行い、補装具費代理受領事業者の登録をしたときは、補装具費代理受領事業者登録通知書(第3号様式)により、当該申請を却下したときは、補装具費代理受領事業者登録申請却下通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補装具費代理受領事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは法第11条の2第1項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の法第10条第1項の質問に

対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(4) 不正の手段により補装具費代理受領事業者の登録を受けたとき。

(5) その他補装具の販売等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補装具費代理受領事業者の登録の取消しを行ったときは、補装具費代理受領事業者登録取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(登録の失効)

第7条 市長は、補装具費代理受領事業者の登録を失効させる必要があると認めるときは、登録事業者に対し、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。

(変更の届出)

第8条 登録事業者は、名称その他の補装具費代理受領事業者の登録を申請した事項に変更があったときは、補装具費代理受領事業者登録申請事項変更届出書(第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、その補装具費代理受領事業者の登録を辞退するときは、補装具費代理受領事業者登録辞退届(第7号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(関係帳簿)

第10条 市長は、補装具費代理受領事業者登録台帳(第8号様式)を備え、登録事業者に関する必要事項を記載しておかななければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、電子媒体により記録することができる。

(情報提供)

第11条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を障害者又は障害児の保護者に提供するものとする。

(1) 名称、所在地及び連絡先

(2) 取扱う補装具の種目

(3) その他市長が必要と認める事項

(基本的責務)

第12条 登録事業者は、関係法令及びこの要綱等に規定する事項を遵守しなければならない。

2 登録事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常にその立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 登録事業者は、市、更生相談所、医療機関及び障害福祉サービス事業を行う者等との連携に努めなければならない。

4 登録事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

5 登録事業者は、その販売等をした補装具に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう努めなければならない。

6 登録事業者は、その販売等をする補装具の質の向上に努めなければならない。

(見積書の発行)

第13条 登録事業者は、障害者又は障害児の保護者から補装具の購入等に要する費用の見積りの依頼があったときは、速やかに見積書を発行しなければならない。

(補装具の販売等)

第14条 登録事業者は、補装具費支給決定障害者等と当該補装具の販売等の契約を締結したときは、その処方等に基づき、速やかに当該補装具の販売等を行わなければならない。

(適合判定)

第15条 登録事業者は、市長から適合判定を受けるべきことの指示があった場合は、これに応じなければならない。

2 登録事業者は、前項の適合判定により、当該補装具に不備な箇所が認められたときは、その責任において直ちにこれを改善しなければならない。

(補装具引渡し後の改善)

第16条 登録事業者は、補装具費支給決定障害者等に当該補装具を引き渡した後9ヵ月以内に生じた当該補装具の破損又は不適合(災害等による破損、当該補装具を使用する障害者等の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合又は目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合を除く。以下同じ。)については、その責任においてこれを改善しなければならない。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は告示に定められていない修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、引渡し後3ヵ月以内に生じた破損又は不適合に適用するものとする。

2 前項の規定に関わらず、当該補装具が借受けに係るものである場合にあっては、当該補装具のメンテナンスの頻度及び通常使用における耐用年数等を勘案し、当該登録事業者の責任において改善すべき破損又は不適合であると認められるときは、当該登録事業者は、その責任において直ちにこれを改善しなければならない。

(書類の保存)

第17条 登録事業者は、補装具の販売等に関する諸記録を整備した帳簿書類を5年間保存しなければならない。

(代理受領の手順)

第18条 補装具費の代理受領は、次項から第5項までの規定の例により、これを行うものとする。

2 補装具費支給決定障害者等は、登録事業者から当該補装具の購入等を行ったときは、補装具費の代理受領に係る委任状兼請求書(第9号様式。以下「委任状兼請求書」という。)により、当該登録事業者に対し、補装具費の代理受領に必要な権限を委任するとともに、支給券に当該補装具を受領した旨の記名を行い、これらを当該登録事業者に送付するものとする。

3 補装具費支給決定障害者等は、前項の委任を行うときには、当該補装具の購入等に要した費用からその補装具費として市長から支払われるべき額を控除した額(以下「利用者負担額」という。)を当該登録事業者に支払い、領収書の交付を受けるものとする。ただし、利用者負担額が生じない場合は、この限りではない。

4 登録事業者は、補装具費の代理受領により補装具費を請求しようとするときは、第2項の委任を受けた委任状兼請求書に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、前項ただし書きに該当する場合は、第2号に掲げる添付書類は省略する。

- (1) 第2項の規定により送付を受けた支給券
- (2) 利用者負担額の支払を受けたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに補装具費を支払うものとする。

(代理受領の受諾)

第 19 条 登録事業者は、補装具費支給決定障害者等から補装具費の代理受領を希望する旨の申出があったときには、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(指示事項の遵守)

第 20 条 登録事業者は、前条までに定めるもののほか、補装具費支給事務に関し必要と認められる範囲において市長が指示する事項を遵守しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱の施行に係る諸手続は、施行日より前に行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年(2020 年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021 年)4月1日から施行する。